



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 従業員の給与額増、人数増による給与総額増の場合の減税制度

### < 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

#### 必須要件

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除\***

or

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除\***



#### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除\***

中小企業向けの  
詳細情報はこちら



賃上げをした企業、従業員を多く雇い入れ給与総額を前年よりも1.5%~2.5%以上増加させた企業は、その増加分の15%または30%の金額を法人税・所得税から減税される制度です。

### 給与等支給額とは

雇用者に支払われた給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には(雇用調整助成金等)当該金額を控除します。

雇用者とは**法人又は個人事業主の使用人**をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。

使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊な関係にある者、家族等は含まれません。

退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

**雇用者全体の給与等支給額の増加額**とは適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。